

広域リージョン連携推進要綱の概要

○「広域リージョン連携推進要綱」は、広域リージョン連携推進に当たっての手續等を示すもの。

広域リージョン連携宣言

宣言

- 都道府県域を超えた広域的な単位で、自治体と多様な主体により構成される「広域リージョン」の下で、リージョンの目指すべき姿を示し、複数のプロジェクトに連携して持続的に取り組むことを共同で宣言

構成団体

- 複数都道府県にまたがる区域※における自治体及び経済団体の参加が必須

※ 北海道及び沖縄県はこの限りではない

【自治体】

- ・ 都道府県のほか、市町村や広域連合等も参加可能

【多様な主体】

- ・ 経済団体のほか、企業や大学、研究機関等の多様な主体が参加可能

※ 構成団体は、複数の広域リージョンに参加可能

広域リージョン連携ビジョンの策定

ビジョンの策定

- 宣言を行った広域リージョンは、先端科学技術の活用や高度専門人材の育成など、地域の成長やイノベーションの創出につながる複数のプロジェクトを実施するものとし、以下の事項を記載した「広域リージョン連携ビジョン」を策定

ビジョンへの記載事項

- ・ 広域リージョンの目指すべき姿
- ・ 実現に向けたロードマップ
- ・ プロジェクトの具体的な内容
 - プロジェクトの実施主体
 - 広域地方計画等における関連する記載
 - 事業費
 - 期待される効果
 - 期間(おおむね5年間以内) 等

※ ビジョンの公表等に係る手續は、別途提示

プロジェクトの実施

プロジェクトの実施

- 広域リージョン連携ビジョンに基づく複数プロジェクトを実施
- 取組が持続的かつ効果的なものとなるよう、社会経済情勢の変化も踏まえつつ、プロジェクトの効果を適時検証



総務省は、

- ・ 宣言リージョンに対する助言
 - ・ 各府省との連絡調整
- を行う

国による支援

- 新しい地方経済・生活環境創生交付金や各府省の補助事業等の活用による支援
- 支障となる規制等がある場合、地方分権改革に関する提案募集における地方からの提案等も踏まえ、規制の緩和等に取り組む

※ 対象となる補助事業等、具体的な支援措置の内容については、別途提示